

東広島市農業委員会令和6年2月（第14回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年2月29日(木) 午前10時00分から午前11時15分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
20	橘川 一則	21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 0人
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 21番 小倉 亜紗美 委員 22番 高木 昭夫 委員

7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について

(5) 報告

- 報告第 4 号 行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る反論書について
- 報告第 5 号 太陽光発電設備の設置に関するガイドラインについて
- 報告第 6 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 7 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 8 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 9 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 10 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 11 号 東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐	定 井 芳 紀
農地係係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	和 田 麻依子
農地係主査	豊 田 宏
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	伊 藤 誠
豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係長	柴 田 幸 治
安芸津支所産業建設課主査	瀧 敬 史 郎

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課担い手支援係主査	栗 原 大 輔
------------------	---------

議 長	<p>2月総会を開会いたします。</p> <p>これから先は、着席の上、議事進行をいたします。</p> <p>在任委員数23人中23人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会規則第34条第2項の規定により、21番小倉委員、22番高木委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、令和6年2月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>それでは、会期は令和6年2月29日1日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。</p> <p>なお、議案の説明の前に訂正がありますので、事務局の説明を求めます。</p>
坂 見 主 任 主 事	<p>すみません。資料の1、正誤表をお願いいたします。</p> <p>これは、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」（別紙1）の正誤表です。</p> <p>別紙1のほうもお願いいたします。</p> <p>この中の28ページになります。</p> <p>申請番号1-50ですが、現在、議案のほうには誤った数字、「10a当たり100円」となっておりますが、正しくは「10a当たり1,000円」でございました。申し訳ございません。訂正させていただきます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>続いて、議案の説明に入ります。</p> <p>議案第5号について、この案件は東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。</p>
栗 原 主 査	<p>私から、議案第5号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>資料別紙1をご覧ください。</p> <p>今回、議案として提出しております農用地利用集積計画は、利用権設定の貸借権設定に係るもので、貸借権設定は112件、総面積395,406㎡となっております。詳細につきましては、資料にてご確認ください。</p> <p>なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3月5日付で公告することとしております。</p> <p>説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。この議案は、本日配付しております資料1の議案第5号関係の欄にありますように、橘川委員、土井委員、在間委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>会議時間短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、関係者分について先に一括審議をすることといたしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退席をお願いいたします。</p>
	< 橘川一則委員、土井浩文委員、在間輝昭委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第5号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がございましたら発言をしてください。</p>

		< なし >
議	長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第5号の議案のうち、関係者分について決定することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第5号の事案のうち、関係者分については決定いたします。 それでは、関係委員の方はお入りください。
		< 橋川一則委員、土井浩文委員、在間輝昭委員、入室 >
議	長	続きまして、議案の事案のうち、先ほど異議がない旨、東広島市長へ回答することにご賛成をいただいた事案以外について、ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないということなので、それでは採決に入ります。 議案第5号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第5号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
栗原主査		議案第6号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 それでは、資料の別紙2をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては5件、面積が8,725㎡で、全て一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきましたら、3月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それは採決に入ります。 議案第6号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第6号については異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 農林水産課の栗原さん、ありがとうございました。退席をお願いします。
		< 栗原主査、退室 >
議	長	引き続きまして、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
和田主査		それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説

和田主査

明いたします。

今月は、20件の申請がございました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

申請番号15-1から説明させていただきます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の会社役員の方です。老後を自然豊かな土地で農業を行いながら生活をしたいと考え、この度空き家と農地を取得されることになりました。申請地では、水稻のほか、栗や柿などの果樹を作付けされる予定で、近隣の農家から農機具の操作及び営農技術の習得を図る予定です。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、16-2でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。申請地は譲受人の実家に隣接しており、受人が経営する法人が10年耕作を続けてこられました。渡人の譲渡の意向を受けて、この度所有権移転をするものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、17-3でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、18-4でございます。

自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、19-5、20-6は譲受人が同一であり、関連しますので一括して説明いたします。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、21-7でございます。

自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、22-8でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は、●歳の方です。申請地に隣接する店舗用地を、輸入雑貨を販売するために購入することとなり、出入りが便利である本申請地を家庭菜園用地として同時に取得することになりました。申請地では、きゅうりやトマト、白菜や大根などの野菜を作付けされる予定で、書籍やインターネットで営農技術を習得される予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、23-9でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳の会社員の方です。安心安全な食糧を自分で作りたいと考え、空き家バンクで農地つきの空き家を探していたところ、希望に見合う物件だったことから、空き家と同時に農地を取得されることになりました。申請地では、水稻のほか、キャベツやじゃがいもなどの野菜を作付けされる予定で、近隣の農家から農機具の操作を教えて貰うなど、営農技術の習得を図る予定です。受人は、父とともに耕作に従事される予定で、必要な農機具も保有されています。

続いて、24-10でございます。

親子間の贈与のため、所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、25-11でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、現在地域の法人が貸付けを受け、耕作をしており、受人は隣接地を所有し、法人の構成員として農作業に従事しておられます。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、26-12でございます。

<p>和田 主査</p>	<p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。申請地は、現在地域の法人が貸付けを受け、耕作をしており、受人は隣接地を所有し、法人の構成員として農作業に従事しておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、27-13でございます。</p> <p>耕作者へ売買のため、所有権を移転するものです。申請地は令和3年から受人が利用権を設定し耕作を続けている農地で、渡人からの譲渡の意向を受け、所有権移転をしようとするものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、28-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は●●に居住していますが、申請地の近隣に実家があり、拠点として営農を続けておられます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、29-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は、●歳で建設業を営んでおられます。隣接地を購入し事業所を建築予定で、所有者である渡人から農地も一緒に譲渡したいとの意向を受けて、この度申請されるものでございます。●●に居住している父が営農に意欲的であり、果樹、野菜栽培の経験があることから、父から指導を受けながら果樹を栽培される予定でございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続いて、30-16でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人は、4名の理事で構成される農地所有適格法人です。受人には11人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、31-17でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、32-18でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は、●歳で住宅設備工事業を営んでおられます。以前より自家消費野菜を作りたいと考えていたものの下限面積の要件により農地を取得できずにいましたが、昨年要件が廃止され、知人である渡人から本申請地の譲渡の話を受け、この度申請をされるものでございます。申請地では、ネギや大根などの野菜を作付けされる予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、33-19から34-20までは関連しますので一括して説明いたします。</p> <p>本件は、昨年8月に申請されました営農型太陽光発電設備に付随する、農地法第3条の規定による区分地上権設定の許可申請において、事業内容精査の結果、太陽光発電設備設置の計画変更が生じたことにより面積の変更を行うものです。区分地上権とは、太陽光パネルなどの工作物下部の農地の空中部分に設定するものであり、議案第10号として提出しております農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請と一連の手続となるものでございます。</p> <p>なお、農地法第3条については事業計画変更の手続が制度上ないことから、改めて許可申請がなされたものでございます。</p> <p>以上、20件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要性があれば、補足説明をお願いします。</p>
<p></p>	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>

	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第7号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第7号については許可することに決定をいたします。 次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下係長	<p>議案の9ページをお願いいたします。 議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 10ページをお願いいたします。 今月は、5件の申請がございました。 申請番号1-1は、●●における駐車場への転用事案でございます。 申請地は、●●の北約150mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を●●として貸出しするため、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、申請番号2-2でございます。</p> <p>●●における住宅用地（敷地拡張）への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約450mに位置する農振農用地（第1種）で、申請人は隣接地にお住まいの方でございます。現在の住まいが狭く生活に支障が出ており、住宅の建て替えに伴う敷地拡張を行うため、この度転用許可申請をされるものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に隣接して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地を過去に許可を受けることなく宅地にされていたため、始末書を徴取しております。なお、農振農用地については、除外見込みとなっております。 続きまして、申請番号3-3でございます。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の北西約1kmに位置する農振農用地でございます。申請人は、近隣にお住まいの方でございます。本申請地におきましては、平成27年度から太陽光パネルの下の農地で野菜の栽培を行っておられます。引き続き事業を行うため、一時転用許可の申請をされたものでございます。この度は、申請地で営農型太陽光発電を行うため、許可後3年間の一時転用をするものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イ、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認める場合として許可の例外に該当します。また、太陽光パネルは地上高3mとなっており、パネル下部で効率的に栽培するために適した高さとなっているとともに、知見を有する者の意見書によると、栽培に問題がないと判断をされております。 続きまして、申請番号4-4でございます。</p> <p>●●における駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の南東約500mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を近隣の土木建設会社への貸駐車場として使用するため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。 続きまして、申請番号5-5でございます。</p> <p>●●における賃貸住宅への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約950mに位置する農振農用地第1種で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を賃貸住宅及び駐車場にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の</p>

松下係長	<p>周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上の必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。また、申請地は過去に許可を得ることなく一部碎石を敷かれて使用されていたため、始末書を徴取しております。なお、農振農用地につきましては除外見込みとなっております。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号2-2から5-5までの4件への転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされております。今月分はいずれも意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第8号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見徴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議はありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第8号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の12ページをご覧ください。</p> <p>議案第9号についてご説明いたします。</p> <p>今月は16件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の16ページをご確認ください。</p> <p>それでは、13-1についてご説明いたします。</p> <p>建売住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。この度、本申請地に建売住宅を16軒建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。</p> <p>続きまして、14-2、15-3は事業者が同一であり関連しますので、一括してご説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案でございます。受人は●●に本店を置く土木工事業等を営む会社でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。現在、協力会社に資材を保管している状況であり、自社の資材置場を確保する必要があるということで、この度申請をされたものでございます。</p> <p>続いて、16-4についてご説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。</p>

豊田主査

この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。

続きまして、17-5についてご説明いたします。

太陽光発電設備への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。申請地は、●●の南東に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは、令和5年3月17日付で除外済みとなっております。

続きまして、18-6についてご説明いたします。

建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第1種農地及び第2種農地でございます。受人は●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。本案件は、前回の1月総会にてご審議いただきましたが、転用面積に誤りがあったとして令和6年2月6日付で申請の取下願が提出され、この度改めて申請をされたものでございます。本申請地には、建売住宅を9棟建築、販売する計画となっております。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ニ、隣接する土地と一体として同一事業の目的に供する場合であって、当該事業の目的を達成する上で申請地を供することが必要であり、かつ第1種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないものとして第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。

続きまして、19-7から21-9は事業者が同一であり関連しますので、一括してご説明いたします。

太陽光発電設備及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置く売電事業を営む会社でございます。19-7、20-8は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。21-9は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。この度、売電を目的とした太陽光発電設備の設置及びメンテナンス用の駐車場を確保するため、転用しようとするものでございます。なお、21-9につきましては、農振農用地から除外見込みとなっております。

続きまして、22-10についてご説明いたします。

駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の南東に位置します第3種農地でございます。この度、本申請地の隣接地に受人の住宅を建築するにあたり、駐車場を確保するため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は渡人が許可を得ることなく砂利敷を行っていたため、始末書を徴取し指導を行っております。

続きまして、23-11についてご説明いたします。

資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、建設工事の設計、施工及び産業廃棄物の処理業等を営む会社でございます。この度、山陽自動車道路関係の事業の受注及び近郊での工事等により、新たな資材置場が必要となったため、申請地を資材置場として転用しようとするものでございます。

続いて、24-12についてご説明いたします。

駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に本店を置き、溶接業等を営む会社でございます。申請地は、●●の北に位置する第1種農地でございます。この度、本申請地に駐車場を確保するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号、住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。

続きまして、25-13についてご説明いたします。

一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は●●におきまして借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。この度、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。

豊田主査	<p>続きまして、26-14についてご説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●におきまして借家に居住されている方でございます。申請地は、●●の東に位置します第1種農地でございます。この度、実家近くに住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、27-15について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の南に位置します第1種農地でございます。この度、住宅を新築するため、転用しようとするものでございます。なお、本件は農地法施行規則第33条第4号の第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、建築許可申請につきましては、担当部局に提出済みでございます。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続きまして、28-16についてご説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。この度、本申請地に鉄などの資材置場とするため、転用しようとするものでございます。</p> <p>以上説明しました16件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えております。</p> <p>なお、第1種農地における転用の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、18-6、24-12、26-14、27-15を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
高木委員	<p>28-16について、個人の方から産業資材を買い取られるということ。中身が、鉄、廃鉄、アルミニウム、いわゆる不要になった物を回収してきて、そこに積み込んでいくんじゃないかという懸念がありますが、過去にそういうことを行ったことはないですか。</p>
豊田主査	<p>失礼いたします。本案件につきましては、今、写真をスライドで出していますが、上に資材を置いている状況が見受けられるかと思えます。この方、今、その事業をこれから本格的に行うという計画ですので、過去にそういった違反とかそういったことを行ったという事実は確認はできておりません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ほかにご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第9号のうち、本日配付した広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議はありませんとの回答があれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第9号のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議あり</p>

議 長	<p>ませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第10号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更承認申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田 主査	<p>それでは、総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号についてご説明いたします。</p> <p>今月は、2件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、次ページの18ページをご覧ください。</p> <p>それでは、9-1、10-2は事業者が同一であり関連しますので、一括して説明をいたします。</p> <p>営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。</p> <p>9-1は、●●の南西に位置します農用地区域内農地でございます。</p> <p>10-2は、●●の南に位置します第1種農地でございます。</p> <p>いずれの案件におきまして、令和5年9月15日付で営農型太陽光発電設備として農地法第5条の規定による許可指令を受けておりましたが、事業内容の精査により事業計画変更の申請が出されたものでございます。内訳につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。なお、一時転用期間は、令和15年9月14日までとなっております。</p> <p>また、営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することとされており、今月はいずれの案件も意見聴取をいたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば、補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第10号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、いずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象となっておりますので、許可意見を付して意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第10号は許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告第4号から11号について事務局の説明を求めます。</p>
松下 係長	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号「行政不服審査法の規定に基づく審査請求に係る反論書について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>本委員会に審査請求に係る反論書が提出されましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>反論書概要をご覧ください。</p> <p>こちらは、反論の概要を事務局で作成したものでございます。こちらの反論書は、行政不服審査法に基づく反論でございます。本委員会が12月末に行った弁明に対し、反論がされたものでございます。1月30日付で反論書が提出され、同月31日午後に収受しております。請求人の住所、氏名は、記載のとおりでございます。</p>

松下係長

請求の内容は、農地法第5条の許可申請に対する処分、請求の趣旨は許可申請の取消、許可無効でございます。

反論の趣旨は、1つ目が所有農地は転用農地に隣接し、利害関係があるため、原告適格を有する。2つ目が、農地法、農振法、両法令が相互に直接関与しないことで、瑕疵が生じている。3つ目が、東広島市農業委員会及び東広島市農林水産課は、農地転用許可申請者が隣接農地所有者等承諾書を偽造できることを予見できる立場にありながら、それに対する措置をせず、権利侵害を回避すべき義務を怠った結果、違反転用が生じ、私文書偽造と行使に値する刑法の違法状態を継続させている。4つ目が、農地法は農地を守る法律であるが、隣接の農地所有者の不利益を助長する形で違反転用に該当する農地転用許可の処分が下されたことについて納得がいかないとのことでございます。

本件の対応につきましては、現在、市の法務専門監へ相談し、確認を行っているところでございます。

本日は反論書の配付にとどめさせていただき、次回の総会で反論書のご審査をお願いする予定でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

報告第5号「太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」についてでございます。

5ページをお願いいたします。

太陽光発電設備の設置に係るガイドラインについて概要を説明させていただきます。

ガイドラインの概要書をご覧ください。

太陽光発電設備の設置において、本市においても審査請求等、周辺地域と調和を取れていない事案が発生しており、1月に実施された世羅町、尾道市への視察を踏まえ、本市においても太陽光発電設備に係るガイドラインを策定しようとするものでございます。

こちらは、ガイドライン案の概要を事務局で作成したものでございます。

名称は、東広島市農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインでございます。

目的は、農地転用を伴う太陽光発電設備を設置する場合において、転用事業者から隣接農地所有者等への事業内容等の説明を確実にに行わせることにより、太陽光発電事業が周辺地域と調和の取れた事業となることとでございます。

施行予定日は、令和6年5月1日、3月に議案を提出させていただき、4月に周知、5月に施行ということとでございます。

周知方法は、窓口及びホームページでございます。

項目といたしましては、1つ目が、転用事業者は農薬の散布や樹木の日陰、農業用施設の設置等、これら通常の営農活動等により発電設備の損害や発電能力の低下を受けられる可能性があることを理解すること。2つ目が、転用事業者は、隣接農地所有者等に対して事業内容のほか、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法及び日照等による周辺の環境への影響がない旨説明する書類を示して十分な説明を行うこと。3つ目が、転用事業者は、転用事業地が急傾斜地の場合、下流域の農地所有者及び耕作者に対しても書類等を示して十分な説明をすること。4つ目が、転用事業者は、農地転用申請地周辺の農業用水路及び農道等の関係者に協力し、環境美化に努めること。5つ目が、転用事業者は、太陽光発電設備の設置に係る同意書を提出すること。6つ目が、転用事業者又はその代理人は、農業委員会が必要とすると認めた場合、農業委員会による農地転用に係る現地調査を行う場合、立会を行うこと。

説明は以上でございます。

続きまして、報告第6号から第11号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。

松下係長	<p>6ページをお願いいたします。 報告第6号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。 報告第7号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は8件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>11ページをお願いいたします。 報告第8号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は33件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>18ページをお願いいたします。 報告第9号「農地転用届出の受理について」でございます。</p> <p>19ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>20ページをお願いいたします。 報告第10号「農地改良届出の受理について」でございます。</p> <p>21ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>22ページをお願いいたします。 報告第11号「東広島市長からの農地の現況に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>23ページをお願いいたします。 東広島市長からの農地の現況に関する照会は、今月分は1件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告は終わりました。 続きまして、日程第5、その他に入ります。 何かございましたらお願いいたします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。先ほどの報告の中で太陽光発電設備の設置に関するガイドラインの概要書ということですが、書いてあることが全然理解できないのでお尋ねしますが、まず、ガイドラインとは何ものなんでしょうか。</p>
松下係長	<p>こちらのガイドラインについて、ガイドラインというものは何かということのご質問でございますが、こちらは太陽光発電設備を設置するに当たりまして、周辺地域の理解を得るための基準を設けさせていただき、業者に説明すること等を遵守していただくということを目的としております。これらを業者に事前に説明をしていただき、トラブルのないようにしていただくための目安といいますか、そういったものをあらかじめ設定させていただきたいと提案をさせていただくものでございます。</p>
高木委員	<p>私が前回お話をさせていただいたのは、条例化という話をしたと思います。現に、条例化ができていく市町もあるわけですから、ガイドラインで本当に拘束力があるのかなという危惧があります。これがスタートラインだとおっしゃるのであれば、了解いたしますが、何としても条例化を改めてお願いしておきたいと思っております。</p>

高木委員	その次に、項目の1番目ですが、可能性があることを理解することと書いてあるんですけど、理解できないんですけど、どういう意味でしょうか。
松下係長	1項目につきましては、転用事業者の方がパネルを設置する場合、隣接する農家は農作業において農薬の散布とかそういったものが行われることに対して、パネル周辺に、パネルも含めてなんですけど、そういったものがかかる可能性があることを理解して、そういったことをあらかじめ知った上で設置をするということで、それを基に隣接農家に対して苦情等を申し入れないように事前に理解をしていただくということを入れさせていただいております。
高木委員	<p>これでは、理解はしたけど、実際の損害については補償しろと言われたときに何の対抗もできない。こういう法律用語があるのかなというふうに不可解、理解はできないというふうに思います。相手が幾ら理解しても、理解はしたよと、でも現実起きたことについては、それはそれだと言われたらそれまでだと思うんです。ここはもう一回よく検討していただきたいと思います。</p> <p>2番目については、最後のところに書類などを示して十分な説明をすることと書いてあるんですけども、書類は頂かないと証拠にならないです。説明した文書、これは相手方に対して渡すということがないと、いや、説明しましたよ、いや、してない、聞いてない、必ず揉めるもどだと思うんです。きちんと相手方の書類は相手方に渡すこと。事業者が書いてある内容について文書で説明するというふうに書いてありますが、その文書は相手方に渡さないと効力は発生しないというふうに私は理解しますが、これで十分なんでしょうか。</p>
松下係長	2つ目につきましては、渡すこともここで精査して、次回以降、議案を提出させていただきたいと思います。
高木委員	<p>22番高木です。3番目も同じです。書類等を示してというふうに書いてあるんです。示すだけでは駄目だというふうに思います。</p> <p>5番目の太陽光発電施設の設置に係る同意書の提出をすることと書いてあるんですけど、これは事業者が誰に何を同意したものを出すんですかね。教えてください。</p>
松下係長	こちらにつきましては、隣接の農地所有者の方が転用事業者に対して事業内容を理解したこと、フェンスの設置や雨水処理、除草作業等の方法等について環境への影響がない旨を書類をもって説明をされた、十分な説明を受けたということを異議なく同意したということの同意書でございます。
高木委員	<p>説明を聞いたら、近隣土地所有者、居住者ということで理解しましたが、そのことはどこにも書いてない。私は産業廃棄物の処分場で色んなことをやりましたが、一番姑息なやり方は、1mだけ分筆するんです。やろうとする土地のほつりを1mだけ分筆して、隣接地は自分の土地だ、とこういうやり方をするんです。</p> <p>そういうことから、同意書、誰が誰に対してというのをきちんと表記しないと、意味をなさないというふうに思います。同意書を隣接地の人が作れるんかということがあります。ひな型をきちんと準備して、この同意書をもらってこんと駄目ですという形にしないと相手方の事業者任せとったんでは自分の都合のいい同意書を作ると思います。そこら辺は、私の取り越し苦労ですかね。確認お願いします。</p>
松下係長	同意書の様式でございますが、こちらについては、あらかじめこちらのほうで準備をして示していこうと考えております。
高木委員	22番高木ですが、それであれば、ガイドラインという言葉は私は気に入りませんが、ガイドラインの中にきちんと用意した同意書、ひな型を最低限持ってこんと駄目だということを明記していただきたいというふうにお問い合わせしております。
松下係長	<p>ありがとうございました。初めにお話いただいたように、今回のガイドラインは、まず初めの段階だと考えています。その後、県、東広島市などに条例等の要望につきましても引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	ありがとうございました。
古川委員	7番古川です。女性部会のほうからご報告をしたいと思います。

古川委員	先月、3月13日に農機具の講習、前回もすると言っておりましたが、募集したところ、20人の応募がありまして無事に開くことができますので、そのご報告にと思ひまして。もし、ご興味があれば、ぜひお越しください。よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。
柏尾委員	9番柏尾です。先ほどのガイドラインの概要書のところなんですが、恐らく太陽光発電設備というのは耐用年数がちゃんとあって、15年なりあるいは20年の使用期間を経過した後は、パネルの更新でありますとか、あるいは事業そのものを廃止するとか、あるいはまた違う業者に転売をされるとか、そういうこともあろうかと思うんです。 そういった時に、例えば古くなって使えなくなったものは事業者の責任においてきちんと始末をすると、そこに残骸を放置しないというところをきちんと盛り込まないと、悪く言うとやりっ放しと。結局は、周辺の農地の所有者が迷惑を被るというふうな。もっと言うと、そこに残骸を放置した場合は、よからぬ連中がそこにまた産業廃棄物を捨てに来るといふようなことがどんどん悪い方向に連鎖をしていくということもないとはいひ切れなないと思ひますので、そのあたりをしっかりと事業者に縛りをつけるということが必要ではないでしょうか。
議長	ありがとうございました。
松下係長	今いただいたご意見も参考にしながら、再度、こういったガイドラインのほうを作成してまいりたいと思ひております。 以上です。
高橋委員	23番高橋です。ガイドラインというのは、農地転用だけに関するガイドラインということで、全体的なガイドラインは、また高木委員が言われたように条例とか、市としてのものになると思うんですが。それを作ることにについては、農業委員会ではできませんので、いつであったか権利がないと言われたことがあったんですけど、条例を作ることに権利というか、農業委員会の要望というか、そういうことは出せるんじゃないかなと思ひます。 以上です。
議長	分かりました。
松下係長	条例の制定の要望については、検討してまいりたいと思ひます。 以上です。
議長	それでは、事務局のほうから報告がありますので。
尾崎局長	私からは、12月の総会におきまして高木委員から会長大会の際に要請活動を行った農業委員と最適化推進委員の併存の配置の見直しの内容を教えてほしいということにつきまして、まずご説明をさせていただきます。 まずもって、農業会議のほうへ要旨の確認を行ってございまして時間を要しましたこと、また先月の総会におきまして、この委員会の視察の報告をまとめさせていただくことに時間を要してしまひまして、回答があらかじめご準備できませんでしたこと、まずもっておわび申し上げます。 まず、こちらの会長大会の要請の背景についてでございます。 背景は、農業委員と最適化推進委員の活動につきまして、各地区の営農状況の把握とか、地域計画の目標地区の作成におかれまして、農業委員と推進委員が協調性や一体性を持って取り組んでいく活動が今現在強く求められているというふうに感じております。 こうした中、現在、平成28年に農業委員会法の改正がございまして、今、約7年程度経過をしたところでございまして。こういった中、制度改正前と比較しまして、農業委員の数が全国的に減少しておるといふ現状を踏まえて、実態として法令業務の審査がなかなか十分に把握できていないのではないかと、また最適化推進委員におかれまして、人員不足等によりまして十分な現地確認状況が行われていないということが言われております。 そもそも農業委員と推進委員というのは法的に役割分担が違うという中で、また報

尾崎局長	<p>酬も違いますことから、それぞれの両委員の活動の中で機能維持が難しいといった活動の要望がございました。</p> <p>そうしたことで、全国の4割程度の農業委員会から農業委員の定数は据え置いたものの、各市町村の判断で最適化推進委員のほうを任意設置に改めてほしいという声がございました。それを国に対して要件緩和をするという活動を会長大会で率先して行ったものでございます。</p> <p>本市といたしましても、定数はまだ確保はできておりますが、懸念材料としては同じというふうを考えております。今現在、国会のほうでは基本法の改正等を審議されておられますが、今、法令業務の審査状況とか、現地の状況の確認の方法の在り方について引き続き今後検討していく必要があるというふうに感じておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それから、2点目、もう一点だけ報告をさせていただきます。</p> <p>新しい農業委員についてでございます。</p> <p>現在、大月みどり委員の辞任によりまして欠員が生じておりましたが、後任の農業委員が決まりましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>公募期間中に1名の応募がございまして、この2月の市議会で同意が得られました。明日、3月1日付で任命される予定となっております。</p> <p>新しい農業委員は、河内町に在住の大月靖規氏でございます。大月氏の主な経歴を申し上げますと、河内町の農事組合法人ふれあいファームの代表理事を務められておられます。3月の総会からご出席をいただく予定としております。</p> <p>以上で報告のほうを終わらせていただきます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、委員の皆様で何かほかにもありましたら。ないですか。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、次回の総会について木原会長職務代理からお願いをいたします。</p>
木原職務代理者	<p>失礼します。3月の総会は、3月29日金曜日午前10時から本庁の4階になります。403と404、会議室の予定をしておりますので、ご出席のほうをよろしくお願ひ申し上げます。なお、今までずっと3階でいきましたから、4階ですから間違わないように1つ上に行ってください。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日はいろいろとありがとうございました。委員の皆様方には、長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。</p> <p>以上で2月総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 21番 小倉 亜紗美 委員 22番 高木 昭夫 委員